

改正案

現行

（組織再編行為の際の資産及び負債の評価）

第三十九条 吸収合併存続組合（中小企業等協同組合法第六十三条の二

第二号に規定する吸収合併存続組合をいう。以下この項及び次条

第二項において同じ。）は、吸収合併対象財産（吸収合併（同法第六

十三条の二に規定する吸収合併をいう。以下この項及び次条におい

て同じ。）により、吸収合併存続組合が承継する財産をいう。以下こ

の項において同じ。）の全部の取得原価を吸収合併対価（吸収合併に

際して吸収合併存続組合が吸収合併消滅組合（同法第六十三条の二

第一号に規定する吸収合併消滅組合をいう。以下この項及び次条第

二項において同じ。）の会員に交付する財産をいう。）の時価その他

当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定す

ることとすべき場合を除き、吸収合併対象財産には、当該吸収合併

に係る吸収合併消滅組合における当該吸収合併の直前の帳簿価額を

付さなければならない。

2 前項の規定は、新設合併（中小企業等協同組合法第六十三条の三

に規定する新設合併をいう。次条において同じ。）の場合について準

用する。

（のれん等）

第三十九条の二 信用協同組合等は、吸収合併、新設合併又は事業の

（新設）

（のれんの評価等）

第三十九条 のれんは、有償で譲り受け又は合併により取得した場合

譲受けをする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。

2 再評価差額金を貸借対照表に計上している信用協同組合等が吸収合併又は新設合併（以下この条において「合併」と総称する。）により消滅した場合には、当該合併に係る吸収合併存続組合又は新設合併設立組合（中小企業等協同組合法第六十三条の三第一号に規定する新設合併設立組合をいう。）（以下この条において「合併組合」と総称する。）は、当該合併直前における当該合併に係る吸収合併消滅組合又は新設合併消滅組合（同法第六十三条の三第一号に規定する新設合併消滅組合をいう。）の再評価差額金の額に相当する金額を再評価差額金として貸借対照表に計上し、又は当該合併組合の再評価差額金に組み入れなければならない。

に限り、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、その取得価額を付し、その取得の後五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

2 再評価差額金を貸借対照表に計上している信用協同組合等が吸収合併（中小企業等協同組合法第六十三条の二第一号に規定する吸収合併をいう。）又は新設合併（同法第六十三条の三第一号に規定する新設合併をいう。）（以下この条において「合併」と総称する。）により消滅した場合には、当該合併に係る吸収合併存続組合（同法第六十三条の二第一号に規定する吸収合併存続組合をいう。）又は新設合併設立組合（同法第六十三条の三第一号に規定する新設合併設立組合をいう。）（以下この条において「合併組合」と総称する。）は、当該合併直前における当該合併に係る吸収合併消滅組合（同法第六十三条の二第一号に規定する吸収合併消滅組合をいう。）又は新設合併消滅組合（同法第六十三条の三第一号に規定する新設合併消滅組合をいう。）の再評価差額金の額に相当する金額を土地の再評価に関する法律第七条に規定する再評価差額金として貸借対照表に計上し、又は当該合併組合の再評価差額金に組み入れなければならない。